

6月8日の弊社ファンドの基準価額の下落について

2026年6月8日、弊社ファンドの一部において、基準価額が5%以上下落いたしました。該当ファンドおよび主な要因につきましては、以下のようにお知らせいたします。

1. 基準価額が前日比で5%以上下落した公募ファンド

| ファンド名 | 基準価額 | 前日比 | 前日比騰落率 |
|--|----------|----------|--------|
| フィデリティ・クリプト・デジタル決済関連株ファンド(資産成長型) | 9,002 円 | -807 円 | -8.23% |
| フィデリティ・クリプト・デジタル決済関連株ファンド(毎月決算・予想 分配金提示型) | 9,002 円 | -807 円 | -8.23% |
| フィデリティ・テクノロジー厳選株式ファンド | 39,858 円 | -2,638 円 | -6.21% |
| フィデリティ・新興国厳選株ファンド A コース(米ドル売り円買い) | 16,533 円 | -999 円 | -5.70% |
| フィデリティ・新興国厳選株ファンド B コース(為替ヘッジなし) | 34,968 円 | -2,027 円 | -5.48% |
| フィデリティ・世界テクノロジー・厳選株式ファンド(資産成長型) | 10,020 円 | -607 円 | -5.71% |
| フィデリティ・世界テクノロジー・厳選株式ファンド(毎月決算・予想分 配金提示型) | 10,020 円 | -606 円 | -5.70% |

※分配金をお支払いしたファンドについては、「前日比」「前日比騰落率」は、収益分配金(課税前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています(分配金をお支払いしたファンドについては、当社WEB ページ等の「前日比」「前日比騰落率」と異なります)。

※ファンドによって、投資対象市場の基準価額への反映タイミングが異なります。

2. 主な基準価額の下落要因

6月4日から6月5日にかけての株式市場の騰落率(終値ベース、米ドルベース)は、MSCIワールド・インデックスで-2.26%、S&P500 種指数で-2.64%、MSCI ACWI インフォメーション・テクノロジー・インデックスで-5.39%、MSCI エマージング・マーケット・インデックスで-2.37%と下落しました。また、6月8日の日本の株式市場の騰落率(終値ベース)は、東証株価指数で-2.45%と下落しました。一部のテクノロジー企業の決算発表が市場予想を下回ったことや、米国の雇用統計の堅調な結果を受けて利上げ懸念が高まったことなどを背景に、株価は下落しました。

株式市場の動きが基準価額の主な下落要因となりました。

以上

■ 投資信託のお申込みに際しての留意事項

- 当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
 - 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
 - 当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄又は企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
 - 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りします。
 - 投資信託のお申込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
 - 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
 - 販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
 - 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。
 - 投資信託は、国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面を良くご覧下さい。
 - 投資信託説明書（目論見書）については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、販売会社につきましては以下のホームページ (<https://www.fidelity.co.jp/>) をご参照ください。
 - ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。
 - 申込時に直接ご負担いただく費用：申込手数料 上限 3.85% (消費税等相当額抜き 3.5%)
 - 換金時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保金 上限 0.3%
 - 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用：信託報酬 上限 年率 2.123% (消費税等相当額抜き 1.93%)
 - その他費用：上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。
- ※ 当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。ファンドに係る費用・税金の詳細については、各ファンドの投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。

（ご注意）

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、フィデリティ投信が運用するすべての公募投資信託のうち、徴収する夫々の費用における最高の料率を記載しておりますが、当資料作成以降において変更となる場合があります。投資信託に係るリスクや費用は、夫々の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に良く目論見書や契約締結前交付書面をご覧下さい。

当資料にファンドが複数掲載されている場合、夫々のファンド毎に販売会社が異なる場合があります。

フィデリティ投信株式会社 金融商品取引業者
登録番号：関東財務局長（金商）第 388 号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行なう場合、約定代金に対して最大 1.26500%（但し、最低 2,750 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.99000%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行なうにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行なうことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託のご購入にあたっては購入時手数料（申込金額に対し、最大 3.3%（税込））をご負担いただく場合があります。また、ご換金時に換金時手数料（換金時の基準価額に対して、1 口（当初 1 口＝1,000 円）につき最大 22 円（税込））や信託財産留保額（換金時の基準価額に対して、最大 0.5%）をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中には、間接的にかかる費用として、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用（国内投資信託の場合には信託報酬として最大年率 2.669%（税込）程度、外国投資信託の場合には管理報酬等として最大年率 3.75%程度）やその他運用実績に応じた成功報酬、その他の費用・手数料等をご負担いただく場合があります。その他の費用・手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。各商品の目論見書等のご請求は、大和証券のお取引窓口までお願いいたします。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行なわれていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 / 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会